



COVID-19 疫病動向及び政策速報

2020.2.15-2020.2.17

一、COVID-19 疫病動向

*2020 年 2 月 17 日 24:00 時点の新規増加人数

	感染確認	重症	死亡	治癒
全国	1886	1097	98	1432
湖北省	1807	N/A	93	1223
上海市	2	N/A	0	N/A

*2020 年 2 月 17 日 24:00 時点の累計人数

	感染確認	重症	死亡	治癒
全国	72436	11741	1868	12552
湖北省	59989	10970	1789	7862
上海市	333	18	1	161

リンク先：

1. 全国のデータ：

<http://www.nhc.gov.cn/xcs/yqtb/202002/261f72a74be14c4db6e1b582133cf4b7.shtml>

2. 湖北省のデータ：

http://wjw.hubei.gov.cn/fbjd/dtyw/202002/t20200218_2091007.shtml

3. 上海市のデータ：

<http://wsjkw.sh.gov.cn/xwfb/20200217/a4aa37e9760d4e46884d9072d6948ed3.html>



二、リーグ観点

1. 各地における「社会保険料の納付延期」関連政策の実施状況

地方 (省・市)	措置		期限	適用範囲	手続きのプロセス
北京	1月と2月の社会保険料の納付期限を3月末まで延長	滞納金なし	納付期限を延長される社会保険料は、ウイルス流行の収束後3ヶ月以内に追納	ウイルス流行の影響により期日通りに社会保険料を納付できなかった場合。	北京市人的社会保障局による「保険加入業者（個人）の社会保険料納付期間延長の具体的方法の公布に関する通告」
	ウイルス流行期間中の社会保険料の納付期限を7月末まで延長			<u>観光、ホテル、飲食、展示会、商品流通、交通運輸、教育訓練など、影響が大きい業界企業。</u>	
上海	納付の延期が可能	滞納金なし	ウイルス流行収束後3ヶ月以内に追納	ウイルス流行の影響により期日通りに社会保険料を納付できなかった場合。	https://mp.weixin.qq.com/s/MaKk9ouxKbQJw2rRsGWXJg
天津	納付の延期が可能	滞納金なし	ウイルス流行収束後3ヶ月以内に追納	ウイルス流行の影響を受け、社会保険料の期日通りの納付が困難である場合。	天津市3部門による「新型コロナウイルスによる肺炎疫病予防管理期間中の社会保険料の納付と待遇の享受問題に関する通知」
南京	2月分の社会保険料の納付延期が可能	滞納金なし	3月内に追納	ウイルス流行の影響を受け、社会保険料の期日・金額どおりの納付が一時困難である中小零細企業。	南京市6部門による「新型コロナウイルスによる肺炎疫病の影響を受けた中小零細企業の社会保険料納付延期に関する実施弁法」
	従業員基本養老保		初回の納税猶予期間	*具体的な適用範囲は「実施細則」をご参照	

	険、労災保険と失業保険料の納付延期が可能		は3ヶ月以内、最長6ヶ月（2020年12月末まで）とする		
蘇州	養老保険、失業保険と労災保険料の納付延期または猶予が可能	滞納金を徴収しない	最長6ヶ月	ウイルス流行の影響を受け、一時的な生産経営難に陥り、金額どおりの納付が確実に困難である中小企業。 *具体的な適用範囲は「実施細則」をご参照	蘇州市5部門による「蘇州市 新型コロナウイルスによる肺炎疫病の影響を受けた中小企業の社会保険料納付延期政策に関する実施細則」
青島	納付延期が可能	滞納金なし	一般は1年を超えないが、医療保険は6ヶ月を超えないのが原則	中小企業。 *具体的な適用範囲は「実施意見」をご参照	青島市の9部門による「新型コロナウイルス感染による肺炎の対応における中小企業の発展安定雇用を支援することに関する実施意見」を公布
成都	2019年度の社会保険料の追納を延期	滞納金なし	ウイルス流行の収束後3ヶ月以内に追納	ウイルス流行の影響を受け、期日・金額どおりの社会保険料の納付が困難である	https://mp.weixin.qq.com/s/JuL3jrdBasSp4ySKES1lrg
	1月、2月の社会保険料の納付延期が可能		3月末まで延長		
	納付延期が可能		7月末まで延長	期日・金額どおりの社会保険料の納付が一時困難である	https://mp.weixin.qq.com/s/KuX_mglzKMeo4WsEU4oiOg
	延期後の納付猶予が可能		最長6ヶ月	納付延期後も納付が困難であり、確実に納付の能力がない企業は、養老・医療（生育）・失業及び労災保険料の納付猶予を申請できる	

【弁護士観点】

1. 社会保険料の納付期限の延長は、国及び各省・市が打ち出した企業支援政策の中でもっとも重要な政策として、各省・市からも細則や実務マニュアルが制定されつつあるなか、内容には若干の差異があるため、ご参考まで以下のとおりに一部の市の政策を纏めさせていただく。
2. 一部地区の政策を考察したところ、政策の適用範囲は制限されている。つまり、ウイルス流行の影響を受け、期日・金額通りに社会保険料を納付できない企業に限定されている。一部の地区において更なる詳細な規定（例えば、南京、蘇州、青島）が打ち出されているが、実務上においても、事前に主管部門に届出し、承認を得てからの延納が原則となる。
3. 期日・金額通りの社会保険料の納付困難は、以下の3つの状況を含むがこれに限らない。
 - a. ウイルス流行の影響を受け、業務再開が滞り、**期日どおり**の社会保険料の納付ができない場合
 - b. 政府の隔離措置その他緊急措置により、担当者が出勤できなくなり、これによって社会保険料の期日どおりの納付がさらに不可能となる場合
 - c. ウイルス流行の影響を受け、運転資金の不足、一時的な負債、必要な経費の支出、金額どおりの従業員給料や社会保険料の支給が困難な状況など、経営難、資金繰りの悪化が発生した場合。

上記の状況その他企業の正常な運営に深刻な影響を与える状況が発生した場合、企業は所在地の人的社会保障部門に社会保険料の納付猶予を申請できる。

2. 就業安定企業の失業保険還付オンライン申請システム

新型コロナウイルスによる肺炎の影響を受け、国は「顔を合わせない」許認可政策を推し進めている。2020年2月12日、中国的人社会保障部は第1弾の直轄市・省都都市・計画的独立財政市の就業安定確保企業のための失業保険還付オンライン申請システムを構築した。具体的なリンク先は、以下の通りである。

http://www.gov.cn/fuwu/2020-02/13/content_5477957.htm

http://www.mohrss.gov.cn/sybx/sybxsgongzuodongtai/sybxsguojia/202002/t20200212_359661.html

【弁護士観点】

失業保険料の還付は、実に新型コロナウイルスによる肺炎の影響を受けて新しく打ち出した政策ではない。国が職業安定への支援を強化するため、過去に公布した政策であり、従前の政策に規定されたとおり、保険加入者の失業保険料の還付を申請するには、同時に以下の条件を満たさなければならない。

- ✓ 生産经营活动が国及び所在区域の産業構造調整と環境保護政策に相応しい。
- ✓ 失業保険に加入し、金額どおりに失業保険料を12ヶ月以上納付している。
- ✓ 前年度に人員削減案件がなく、または人員削減率が集計対象地区の失業率記録を下回る。

*違法・信用失墜企業の失業保険料の還付を控える。

今回の新型コロナウイルスの流行に関連している新しい政策は、**職業安定のための失業保険料の返還強化**に主眼をおき、**還付基準の適切な緩和**にも繋がっている政策である。これに対し、人的資源保障部は30人以下の保険加入企業の人員削減率を20%以下まで緩和できると示しており、上海市人的社会保障局は、中小零細企業に対して人員削減率が前年度の**全国都市・鎮失業率制御目標値を上回らない**と更に条件を緩和した。また、2019年末までの30人以下（30人を含む）規模の失業保険加入企業に対し、20%を上回らない人員削減率を決めた。従い、各省・市においては現地の状況に応じた特別な緩和政策が存在するはずであるため、特別な注意が必要である。

一方、省・市によって失業保険料の還付申告を開始したか、開始していない（例えば、北京は2020年4月1日から申告を始める）状況もあるため、基準を満たす企業が企業所在地の申告開始時間に注目し、タイムリーに申告を進めることをお勧めする。



三、政策のまとめ

3.1 国レベルの重要政策

3.1.1 新型肺炎の防疫税收優遇政策ガイドライン

本「ガイドライン」は、2020年2月11日付け、国家税務総局より発表された一連の防疫重点領域と重点業界にかかる税收優遇政策に焦点を当て、整理したものであり、政策の適用対象、優遇内容と根拠のほか、防護救済・治療の支援、物資供給の支援、公益寄付の推奨、操業開始・業務再開の支援の4つの方面と12政策も含まれる。

3.1.2 新型肺炎流行中のオフィスと公共場所の空調換気システムの運行管理ガイドライン

2020年2月12日、空調の換気システムによる新型肺炎の伝播と蔓延を防止するため、本「ガイドライン」を制定し、オフィスと公共場所の空調換気システムの防疫期間中の安全かつ合理的な使用を適正化している。

3.2 地方政策

3.2.1 北京安全生産責任保険が保険加入企業の新型コロナウイルス感染による肺炎対応を支援することに関する一部の措置

本「措置」は、2020年2月12日に発表され、新型コロナウイルス感染による肺炎への安全生産責任保険加入企業の対応業務を支援し、疫病事態の発生の生産現場、特に中小零細企業の生産経営への影響を確実に軽減し、企業の健全的な発展を確保するために企業と共に難関を乗り越えることについて規定している。保険料の上乗せがないことを前提に、保険期間を適切に延長し、予防費を優先して保険加入企業の防疫業務に利用し、宣伝費を優先して防疫物資などの購入に利用すると規定している。

3.2.2 嘉定・昆山の2地域間、金山・平湖・嘉善の3地域間の人員・車両の通行認可政策

嘉定と昆山の2政府は共同で「覚書」を制定し、嘉定・昆山2地域間の「業務通勤証」と「臨時通行証」の通用を確定した。省を跨る通勤が必要である場合は、所在地政府に申請し、証明書を取得することができる。「人と証明書の一致性」が確認できれば、朝夕の通勤ラッシュのピーク時間帯に、2地域間の出入り専用通路を利用でき、上海に入る時は、個人情報重複記入を避けることができる。

なお、防疫期間中、金山・平湖・嘉善3地域間の、省を跨る通勤のための利便性向上を考慮したうえ、「金・平・嘉」3地において共同で「2書類・1証明書」の人員・車両相互承認体制を確立した。趣旨は、防疫期間中の省を跨る車両通行制限及び人員隔



離問題を解決する。

3.2.3新型コロナウイルス感染による肺炎疫病発生後、無錫市における建設工事施工契約の履行及び工事代金調整に関する指導意見

本「指導意見」は、2020年2月8日に発表され、新型肺炎事態の発生が不可抗力要因と提出し、これによる損失・費用の増加については、契約に定めがあれば、厳格に契約に従い、契約に定めがなければ、「建設工事工事量リストの価格基準」上の不可抗力原則に沿い、発注側と請負側両方がそれぞれ責任を負担すると定めた。また、国の法定の春休み期間中、防疫用建設プロジェクトの人件費単価について、指導価格の3倍にて計上し、契約に定めがある場合は、契約に従うが上記基準を下回ってはならないと規定した。

3.2.4中小零細企業の新型コロナウイルスによる信用失墜行為の免除に関する南京市の実施細則

本「実施細則」は、2020年2月14日に発表され、政務サービスの最適化、中小零細企業の安定的な発展の促進を趣旨としている。適用分野としては主に今回のウイルス流行による不可抗力に起因する各種の違約行為である。このような違約行為に対し、違約行為の免除と与信記録や信用懲戒措置の免除を適用する。

参考リンク：

3.1.1 <http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5143592/content.html>

3.1.2 http://www.gov.cn:8080/xinwen/2020-02/13/content_5478015.htm

3.2.1 http://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/202002/t20200212_1629068.html

3.2.2 http://www.jiading.gov.cn/xinwen/jddt/szxw/content_637577

<https://mp.weixin.qq.com/s/0EgVkiIrJSAPTx9VhXobQw>

3.2.3 <http://js.wuxi.gov.cn/doc/2020/02/13/2779462.shtml>

3.2.4 http://www.nanjing.gov.cn/njxx/202002/t20200214_1792086.html

COVID-19 クライアント特別対応チームより

COVID-19 疫病動向及び政策速報 月曜日・木曜日発表

COVID-19 クライアント特別対応チームの連絡窓口：

中国語： 徐辰璘 (Cheryl Xu) Cxu@a-zlf.com.cn

日本語： 李茗豊 (Miffy Li) Mli@a-zlf.com.cn

英語： Elena Gomez Egomez@a-zlf.com.cn

©2020 上海リーグ法律事務所 All RIGHT RESERVED